

岩手県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林の指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年4月8日農林水産省告示第480号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法 変更しない。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。